

○職務質問技能指導員等運用要綱の制定について

(平成11年6月15日例規第29号)

[沿革] 平成27年3月例規第5号、30年3月第8号、31年4月第23号改正

地域警察部門に勤務する警察官の職務質問技能の向上を図り、その実務能力及び執行力を高めるため、別記のとおり「職務質問技能指導員等運用要綱」を制定し、平成11年6月15日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別記

職務質問技能指導員等運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、地域警察官その他警らに従事する警察官（以下「地域警察官等」という。）一人一人の職務質問能力の向上を図り、もってその実務能力及び執行力を高めるため、地域警察官等に対する実戦的な指導教養と地域警察活動の現場における同行指導を行う職務質問総括技能指導員、職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員（以下「職務質問技能指導員等」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 職務質問技能指導員等の設置

生活安全部地域課（同課鉄道警察隊を含む。）及び警察署に、職務質問技能指導員等を置くことができる。

第3 職務質問技能指導員等の任務

職務質問技能指導員等の任務は、その種別に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 職務質問総括技能指導員

- ア 地域警察官等に対する同行指導、同乗指導等の実戦的な指導教養を行うこと。
- イ 初任科教養、専科教養等の学校教養、地域警察に係る研修会等において講師として実戦的な指導教養を行うこと。
- ウ 職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員に対する指導教養を行うこと。
- エ その他生活安全部長が必要と認める指導教養を行うこと。

(2) 職務質問技能指導員

- ア (1)のア、イ及びエに掲げる指導教養を行うこと。
- イ 職務質問準技能指導員に対する指導教養を行うこと。

(3) 職務質問準技能指導員

- ア (1)のアに掲げる指導教養を行うこと。

イ 所属における集合教養、研修会等において実戦的な指導教養を行うこと。

第4 職務質問技能指導員等の指定等

1 職務質問総括技能指導員等の指定

- (1) 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）、又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属の地域警察官等で別表に定める職務質問総括技能指導員又は職務質問技能指導員（以下「職務質問総括技能指導員等」という。）の選考基準に該当するものを選考し、職務質問総括技能指導員等推薦書（別記様式第1）により生活安全部長に推薦（警察署長にあつては、地域課長を経由）するものとする。
- (2) 生活安全部長は、警察署長等から推薦のあつた者について審査し、職務質問総括技能指導員等として適格と認める者を指定するものとする。
- (3) 職務質問総括技能指導員等の指定は、生活安全部長が、職務質問総括技能指導員にあつては職務質問総括技能指導員指定書（別記様式第1の2）、職務質問技能指導員にあつては職務質問技能指導員指定書（別記様式第2）を交付して行う。

2 職務質問準技能指導員の指定

- (1) 警察署長等は、所属の地域警察官等で別表に定める職務質問準技能指導員選考基準に該当するものを職務質問準技能指導員に指定することができる。
- (2) 警察署長等は、職務質問準技能指導員を指定しようとするときは、職務質問準技能指導員指定承認申請書（別記様式第3）により、生活安全部長の承認（警察署長にあつては、地域課長を経由）を得なければならない。
- (3) 職務質問準技能指導員の指定は、警察署長等が職務質問準技能指導員指定書（別記様式第4）を交付して行う。

3 職務質問技能指導員等の指定有効期間

職務質問技能指導員等の指定の有効期間は、2年とする。ただし、再指定することができる。

4 職務質問総括技能指導員等の指定解除

- (1) 警察署長等は、職務質問総括技能指導員等が他の所属に配置換えされ地域警察部門以外の部門に配置されたとき、職務質問による犯罪検挙が低調であると認められたとき、健康上の理由その他の事由によりその職務に堪えられなくなったと認められたとき、又は職務質問総括技能指導員等を地域警察部門以外の部門の業務に従事させることとしたときは、職務質問総括技能指導員等指定解除上申書（別記様式第5）により、生活安全部長に指定の解除を上申（警察署長にあつては、地域課長を経由）するものとする。この場合において、警察署長等は、職務質問総括技能

指導員等を地域警察部門以外の部門の業務に従事させようとするときは、事前に生活安全部長と協議しなければならない。

- (2) 生活安全部長は、上申に基づき職務質問総括技能指導員等の指定を解除したときは、職務質問総括技能指導員等指定解除通知書（別記様式第6）を当該上申を行った警察署長等に送付するものとする。この場合において、当該通知書を受領した警察署長等は、当該職務質問総括技能指導員等にその旨を通知しなければならない。

5 職務質問準技能指導員の指定解除

- (1) 警察署長等は、職務質問準技能指導員が他の所属に配置換えされたとき、地域警察部門以外の部門の業務に従事することを命じたとき、職務質問による犯罪検挙が低調であると認めたとき、又は健康上の理由その他の事由によりその職務に堪えられなくなったと認めたときは、職務質問準技能指導員の指定を解除するものとする。
- (2) 警察署長等は、職務質問準技能指導員の指定を解除したときは、職務質問準技能指導員指定解除報告書（別記様式第7）により、生活安全部長に報告（警察署長にあっては、地域課長を経由）しなければならない。

6 記章の着装等

- (1) 地域課長は、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める記章を貸与するものとする。
 - ア 職務質問総括技能指導員 職務質問総括技能指導員記章
 - イ 職務質問技能指導員 職務質問技能指導員記章
 - ウ 職務質問準技能指導員 職務質問準技能指導員記章
- (2) 職務質問総括技能指導員記章、職務質問技能指導員記章及び職務質問準技能指導員記章（以下「指導員記章」という。）の制式は、別図のとおりとする。
- (3) 職務質問技能指導員等は、業務に支障が無い限り、(1)により貸与された記章を制服、活動服及び防寒服の左下襟（夏服は左襟）に装着するものとする。
- (4) 職務質問技能指導員等を置く所属の長は、当該職務質問技能指導員等が(1)により貸与された記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに地域課長に報告するものとする。
- (5) 職務質問技能指導員等は、指定を解除されたときは、(1)により貸与された記章を速やかに地域課長に返納しなければならない。
- (6) 地域課長は、職務質問技能指導員等記章貸与簿（別記様式第7の2）を備え付け、指導員記章の貸与状況等を明らかにしておくものとする。

第5 職務質問総括技能指導員等の派遣等

- 1 職務質問総括技能指導員等の任務を遂行するため、生活安全部長は、必要により又は警察署長等の要請により、職務質問総括技能指導員等を他の所属に派遣することができる。この場合において、生活安全部長は、事前に当該職務質問総括技能指導員等が所属する警察署長等と協議するものとする。
- 2 警察署長等は、職務質問総括技能指導員等の派遣を受けようとするときは、職務質問総括技能指導員等派遣要請書（別記様式第8）により生活安全部長に要請（警察署長にあっては、地域課長を経由）するものとする。
- 3 生活安全部長は、職務質問総括技能指導員等を派遣する必要があると認めるとき、又は派遣要請を受けたときは、適当と認められる職務質問総括技能指導員等を選定し、当該職務質問総括技能指導員等が所属する警察署長等に職務質問総括技能指導員等派遣指示書（別記様式第9）を送付するものとする。

第6 職務質問技能指導員等に対する教養等

1 指導能力の向上等

生活安全部長及び警察署長等（以下「生活安全部長等」という。）は、職務質問技能指導員等の指導能力の向上を図るとともに、職務質問技能指導員等の共通認識を醸成するため、職務質問技能指導員等相互による検討会を開催するなど、その士気を高揚するための施策の推進に努めるものとする。

2 評価及び賞揚

生活安全部長等は、職務質問技能指導員等に対する評価に当たっては、通常地域警察活動における勤務評価に加え、職務質問技能指導員等として行った指導教養及びその効果等についても適正に評価するとともに、適宜適切な賞揚に努めるものとする。

3 運用状況の把握

生活安全部長等は、職務質問技能指導員等の指導教養の実施状況及びその結果、好事例、指導教養の効果と認められる職務質問による検挙件数等を日常的に調査し、検証するものとする。

第7 その他

- 1 地域課長は、職務質問技能指導員等の指定状況を適正に把握するため、職務質問技能指導員等名簿を作成し、保管するものとする。
- 2 職務質問総括技能指導員等は、その活動状況について、職務質問総括技能指導員等活動結果報告書（別記様式第10）により、四半期ごとに地域課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

- 3 職務質問準技能指導員の指定を行った警察署長等は、職務質問準技能指導員の活動状況について、職務質問準技能指導員活動結果報告書(別記様式第11)により、四半期ごとに生活安全部長に報告(警察署長にあつては、地域課長を経由)するものとする。
- 4 警察署長等及び職務質問総括技能指導員等は、職務質問技能指導員等の運用に関する好事例、問題点等を認めたときは、その都度生活安全部長に報告(警察署長及び職務質問総括技能指導員等にあつては、地域課長を経由)するものとする。

別表（第4関係）

職務質問技能指導員等選考基準

区 分	選 考 基 準
職務質問総括技能指導員	<p>職務質問技能指導員に通算して4年以上指定されている者のうち次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 職務質問技能指導員としての指導実績が他と比較して顕著である者</p> <p>(2) 全国規模専科「職務質問」を修了した者</p>
職務質問技能指導員	<p>警部補又は巡査部長の階級にある地域警察官等のうち信望が厚く、かつ、指導力を有する者で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) おおむね過去5年間にわたる実績が次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 職務質問による犯罪検挙実績が極めて優秀である。</p> <p>イ 職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他の者と比較して顕著である。</p> <p>(2) 職務質問準技能指導員としての指導実績が他と比較して顕著である者</p> <p>(3) 管区規模専科「職務質問」を修了した者</p>
職務質問準技能指導員	<p>警部補又は巡査部長の階級にある地域警察官等のうち信望が厚く、かつ、指導力を有する者で、次の要件のいずれかに該当するもの（10年以上の実務経験を有する巡査の階級にある地域警察官等のうち、勤務成績が優秀で、かつ、優れた指導力を有すると認められる者を含む。）。</p> <p>(1) おおむね過去3年間にわたる実績が次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 職務質問による犯罪検挙実績が優秀である。</p> <p>イ 職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他の者と比較して顕著である。</p>

	(2) 県職務質問専科を修了した者
--	-------------------

(別記様式省略)